

条例制定の手法について

- ① 「人権が尊重される三重をつくる条例」の一部改正
- ② 「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正
- ③ 「人権が尊重される三重をつくる条例」を廃止し、新規制定

【基本的な考え方】

- 法令について改正を行う場合、それを一部改正の方式で行うか全部改正の方式で行うかについて明確な基準があるわけではないが、その法令における改正部分が広範囲にわたり、かつ、規定の追加、削除、移動等が大幅に行われる場合のように、一部改正の方式によっては改正が複雑となり、分かりにくくなる場合には、全部改正とすることが多い。
- 法令の内容を全面的に改める場合の方式としては、全部改正の方式によるものと廃止制定によるものがある。全部改正は、ある法令を形式的には存続させつつも、その内容を全面的に改めるものであり、廃止制定は、ある法令を廃止し、その代わりに新しい法令を制定する形式をとって、法令の内容を全面的に改めるものである。
- どのような場合に全部改正の方式がとられ、どのような場合に廃止制定の方式がとられるかについては、特に一定の基準があるわけではない。しかしながら（……）、ある法令について制度そのものの基本は維持することとしつつ、具体的な規定を全面的に改めようとする場合には、全部改正の方式をとることが多く、反面（……）、ある法令の規定を全面的に改めようとする場面で、新旧両制度の継続性を強調する必要がないとき、あるいはその継続性が比較的薄いと考えられるときには、廃止制定の方式がとられることが多いということができよう。

（法制執務研究会編『新訂 ワークブック法制執務 第2版』（ぎょうせい、平成30年））